

議案第 15 号

海老名市消防本部等設置条例の一部改正について

海老名市消防本部等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市消防署南分署の移転に伴い、位置を変更したいため

海老名市消防本部等設置条例の一部を改正する条例

海老名市消防本部等設置条例（昭和 4 4 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表海老名市消防署南分署の項中「上河内 1 7 5 番地の 1」を「社家五丁目 9 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。